

## **特定疾病療養費（通称：マル長）と重度心身障害者（児）医療費助成との併用について**

特定疾病療養費（通称：マル長）と重度心身障害者（児）医療費助成事業との併用の場合も、「併用レセプトでの処理」、「一部負担金の上限額及び自己負担金の徴収に係る考え方」は更生医療等と同様となります。

なお、併用レセプトの記載方法については、受給者ごとに異なる可能性があるため、記載方法について不明な点がある場合は、その都度、医療機関から審査支払機関に問い合わせしてください。